

令和6年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月9日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての訂正の件
- 日程第3 議案第45号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第47号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第50号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第51号 令和5年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第55号 令和5年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第56号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第57号 令和5年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第16 議案第58号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 議案第59号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第60号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第61号 令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第62号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第63号 訴えの提起について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 渕 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	廣 瀬 潤 一
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日の議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっておりますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

9月4日に市長から議案の訂正1件が提出されました。

議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対する訂正についてが提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての訂正の件 （理由説明・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての訂正の件を議題とします。

市長から議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての訂正の件の理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

令和6年9月2日に提案した議案のうち1件の議案に対する訂正について説明をさせていただきます。

議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、第6条第2項の改正規定中「「項注8」」を「「項注4」を「項注6」に、「項注8」」に改め、附則第1項にただし書を加える訂正をさせていただくものになります。

以上、1件の議案の訂正についての概要説明をさせていただきましたのでよろしくお願いを

申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての訂正の件を承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての訂正の件、承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第45号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第45号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第46号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第46号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第47号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 6 議案第48号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第 6、議案第48号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 7 議案第49号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第 7、議案第49号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第50号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第 8、議案第50号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第51号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第 9、議案第51号令和 5 年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

なお、発言の順序については通告順により許可します。

８番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 改めまして、おはようございます。

議席番号８番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第51号令和５年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねしたいと思います。

令和５年度一般会計について、監査委員から監査の意見が述べられています。その中で、市税の不納欠損額について指摘がありました。内容は、市税における不納欠損額は1,270万7,867円で、前年度に比較して１万1,249円、0.1%減少と前年並みであったが、収入未済額は２億309万8,970円で、前年度に比較して1,581万9,590円、8.4%増加した。これは２年連続しての増加であり、２年前と比較して2,140万167円増加しているとの内容でありました。

初めに、この不納欠損額、収入未済額についての内訳についてお尋ねしたいと思います。

以下は自席より質問させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） おはようございます。

若原議員の質問にお答えさせていただきます。

令和５年度の市税におきまして、不納欠損額があった税目は市民税の個人、市民税の法人、固定資産税、軽自動車税となっておりますので、それぞれの不納欠損額と収入未済額を順にお答えさせていただきます。

まず、市民税の個人につきましては、不納欠損額650万2,065円、収入未済額１億632万8,217円、次に、市民税法人になりますが、不納欠損額42万2,200円、収入未済額272万341円となっています。次に、固定資産税になりますが、不納欠損額は408万1,802円、収入未済額8,343万2,838円となり、最後に軽自動車税になりますが、不納欠損額が170万1,800円、収入未済額が1,061万7,574円でした。

市税全体としましては、不納欠損額1,270万7,867円、収入未済額につきましては２億309万8,970円となりました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 数字のほう、ありがとうございます。

その今未納になっている主な要因についてと、２年連続増加しているという報告でございま

したが、その要因についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 未納の要因と、2年連続で収入未済額が増加している要因になりますが、収入未済額の大きい税目の一つであります市民税の個人の近年の状況を見てみますと、まず調定額及び収入済額は毎年増加している状況が続いておりますが、これは令和5年度も前年度より納税義務者数が増加していることから、勤労者人口の増加等の要因によるものと思われます。

その一方で、収入未済額は令和3年度と令和4年度はほぼ変動はありませんが、令和5年度は令和2年度並みに増加した状況であります。これは、原油高などに加えて、現在も続く物価高による負担が生活全般へ重くのしかかっているのではないかと思います。

なお、収入未済額の大きいもう一つの税目であります固定資産税におきましては、評価替えのあった令和3年度を除いて、その前後の年度においては大きく収入未済額が変動しておりませんが、令和5年度はそれ以前と比べて増加している状況となっております。これは市民税個人と同様に物価高などによる影響があるものと思われますが、納税義務者数が多い税目にはその影響の度合いも大きくなっているものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 要因についてお尋ねしました。

次に、令和3年度より債権の管理を強化するため、税務課内に債権管理室を設置いたしましたが、その体制や人数、人事配置などどのようなになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 今の御質問の債権管理室につきましては、税務課のほかの係と同様の位置づけとなっておりますが、現在の人員としましては、室長と職員2名の3名で構成しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 今3名の体制ということなんですけれども、この3名の体制の中で具体的な業務の内容、どのようなことをしてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 債権管理室におきましては、税務課が所管する市税や国民健康保険税の未納者に対して督促行為から催告書の発送、納付折衝や入金管理、そして債権放棄などの業務を行っておりますが、それ以外としましては、市の様々な債権を所管

する他部署と市税等収納対策推進プロジェクトチーム、こちらを構成することによりまして、共通する未納者対応に加えて困難事案に関する様々な相談を受け、徴収指導や適切な債権管理を指導しています。

なお、債権管理室は税務課の中の一つの係でありますので、住民税係が中心になって行っております申告受付業務などへのほかの係への協力を行う一方で、債権管理室の税債権に関する業務につきましては、ほかの係に協力してもらいながら事務を進めておる状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 監査の審査の意見の最後に、滞納整理は市にとって非常に重要な業務である。負担の公平の観点からも、各担当課において滞納整理の強化に取り組んでいただく等、厳格な債権管理を強く求める。徴収困難案件についても、安易な債権放棄がないことを望むものであるとしています。

こうした監査の意見を受けて、今後債権管理を改めてどのように行っていく予定であるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 債権管理に関しましては、まず滞納初期状態への対応が本格的な滞納への移行を減らす効果があると考えられますので、早期の滞納整理の着手という意味で、今年度は督促状を発送した後に速やかに財産調査を行う取組を行っております。

また、督促状を発送しても納付がなく、催告書を送る状況となった案件につきましては、本人からの納税相談もなく財産がある場合につきましては、速やかに滞納処分を執行し、安易な不納欠損をすることなく適正な債権管理に努めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 御答弁ありがとうございました。

最後に、生活困難者、いろいろな方が見えると思いますが、そういった方への配慮をお願いし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第51号令和5年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

まず、令和5年度において、収入未済額は2億309万8,970円で、前年度の1億8,727万9,380円と比べ、8.4%増加しており、これは2年連続での増加傾向が見られます。

収入未済額とは、市が徴収すべき税金や使用料、そのほかの債権がいまだ回収されていない金額を指します。収入未済額の増加は市の財政運営にとって大きな問題であり、特に市民の公平な負担を求める観点からも適切な債権管理が重要であるとされています。

収入未済額が増加する要因として納付の遅延や滞納が上げられますが、これに対して迅速かつ効果的な回収を進めなければ、最終的に未回収のまま時効を迎える可能性があり、財政的な損失を招く恐れがあります。

そこで質問です。

公平な負担の観点から、今後の債権管理についてどのような対策をお考えでしょうか。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 北村議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど若原議員の御質問でもお答えいたしましたので、繰り返しになりますので御了承ください。

早期の滞納整理の着手という観点で、督促状を発送した後に速やかに財産調査を行う取組を既に行っております。

また、その後もお支払いがなく催告書を送る状況となりました案件につきましては、納税相談等もなく、財産調査の結果を踏まえ、財産がある場合は速やかに滞納処分を執行しまして、安易な不納欠損をすることなく適正な債権管理に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 市として収入未済額の増加に対応するため、納税猶予や分納制度の強化などの支援策は検討していませんでしょうか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 今お話しされた納税の関係のいろんな手法につきましては、これまでも債権管理室が中心になりまして実施しております。

その方々の御事情もあろうかと思いますので、御相談があればですが、いろいろ情報共有し

ながらより負担の少ない格好で少しでも納税していただけるような努力を今後もやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 市として、納税や公共料金の支払いに対する市民意識を高めるために啓発活動とか教育イベント、そういったものを実施する予定とかはございませんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 啓発は大事なことだとは思いますが、税のサイドとしましては、現時点ではちょっと具体的には考えていない状況でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 次の質問です。

市民税の状況についてですが、決算資料によると、個人市民税は前年度より2.4%増加している一方で、法人市民税は3億43万8,371円で、前年度の3億6,456万900円から約17.6%減少しています。法人市民税の減少は、市の財政に大きな影響を与える要因の一つであり、特に企業活動や経済情勢の変動が背景にあると考えられます。法人市民税は、企業の所得や利益に応じて課税されるものであり、その減少は市の財政基盤の不安定化につながる可能性があります。

過去の決算資料を確認しましたところ、特に平成31年度から令和5年度にかけて、法人市民税が約27%減少しております。企業の利益が減少している傾向が続いていることが分かります。新型コロナウイルスの影響で、令和2年度から令和3年度にかけて大幅に減少し、令和4年度にはコロナ禍からの経済回復や企業活動の再開により一時的に回復したものの、令和5年度には再度減少しております。このような推移は、経済の不安定さが法人税収に強く影響していることを示しています。

そこで質問です。

令和5年度の法人市民税が約17.6%減少している現状について、どのような原因を考えられているかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 御質問の法人市民税につきましては、資本金等の額と従業員数に応じて定額が課される均等割、そして法人が国へ支払う法人税の金額に応じて課される法人税割の2つの税割で構成されています。

まず、均等割の状況としましては、納税義務者数が約1,300件、調定金額では約1億2,000万円で、毎年度の大きな変動もなく推移している状況であります。

その一方の法人税割につきましては、令和５年度の状況でいいますと、調定金額が１億7,857万7,400円で、前年比で74.36%のマイナスと大きな減額となっております。

瑞穂市の産業構造の状況、こちら令和３年度のデータになりますが、におきましては、製造業と不動産業が約37%を占めておりますが、法人市民税が前年度より大きく減額となった法人を見てみますと、製造業と不動産業の割合が多い状況となっております。

なお、法人税割が減った要因としましては、市民税の個人にもつながるところはあろうかと思いますがけれども、物価や原油価格の高騰などが続いたことなどにより法人の所得が大きく減少したことが影響したものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○３番（北村彰敏君） 企業支援策として、例えば中小企業向けの融資支援や補助金制度の充実が考えられますが、市としてどのような支援策を検討しておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 未来のことじゃなしに、今までやってきたことを少しお話しさせていただきます。

コロナの関係で、いろいろな企業さんの収益とかが減ったというところで、企業の支援としては利子補給の補助や、あと新たに機械を導入される方への補助などを臨時交付金を使ってやってきておりますし、今後もその点につきましては商工会さんと連携しながら、中小企業や小規模事業者さんの意見を聞きながら、一緒に援助できるような形で進めていきたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） ３番 北村彰敏君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

９番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○９番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号９番、市民の会、鳥居佳史です。

令和５年度の決算事業報告書の中に財政指標の状況ということで、経常収支比率が令和４年度が83.1%でした。令和５年度には88%と高くなっています。

経常収支比率といえますのは、瑞穂市の財政状況を示す非常に重要な指標でありまして、分母に来るのは経常収支ですから税金ですね、市民税と地方交付税等で、要は瑞穂市がある程度自由に使える税収です。これが分母に来ます。分子に来るのは経常支出といいまして、毎年経常的に支出される支出、つまり人件費とか扶助費は、代表的なものは生活補助とか、どうして

も社会的支援のために必要なお金です。そして公債費、返さなければならない借金、これらが支出に來ます。經常支出です。

この割合が令和4年度83.1から88に高くなったということは、財政的な余裕がなくなったということ、そういう推移です。ということを踏まえて質問させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

増加要因としましては、比率算定の分母となる臨時財政対策債が前年度から1億6,400万円の減額となり、また、比率算定の分子となる塵芥処理費の負担金や市全体の委託料、保育所人件費など一般財源を充当している經常的な経費の増加により4.9ポイントの増加となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 經常一般財源から經常的経費を引いた金額は、おおむね幾らになっていきますか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申し訳ございません。決算統計の資料を今手持ちでございませんので、また後ほどお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 分かりました。

ちなみに令和4年度は約20億ぐらいだったと私は解釈しておりますけれども、その金額が減ったということで、また後ほど教えていただきたいと思います。

次に、今後のこの經常収支比率の推移はどのように見込んでおられますか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えと思いますが、經常収支比率を算出する際の分母となる經常一般財源のうち、主に地方交付税、臨時財政対策債、地方消費税交付金の増減によって比率も大きく変動してまいります。

また、分子となる經常的経費に充当した一般財源の物件費など、物価高騰の影響を今後も受けていきますので、今後の推移を見通すのはとても困難であります、恐らくでございますが、増加傾向は続くものと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君）　そうですね。具体的な数字は難しいかと思います。ただ、増加傾向にあるということで、十分これは注意していただきたいなと思います。

次に、ごみ処理なんですけれども、自治会への助成金として自治会へ出されていますけれども、ここで自治会に入会されていない個人の方ですね、アパート住まい等の方はそのアパートごとに対応されているかと思いますが、建て売り等、個人でお住まいの方で自治会に入会されていない方のごみ収集は、今どのようにされているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君）　矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君）　改めまして、おはようございます。

自治会に加入していない方のごみの収集についてということですが、地域のごみ集積所を御利用するにあたり、地域でのごみ出しルールがありまして、それで管理運営をしていただいておりますので、御利用につきましては、まずはお住まいの自治会に御相談していただいております。

また、どうしてもごみ集積場に出すことが困難な場合は、市の許可を受けた収集運搬業者に、有料とはなりますが直接依頼することもできますし、大野町にある西濃環境整備組合へ、有料にはなりますが持ち込むこともできます。

しかし、ごみ出しなどの美化活動は自治会活動の一つであり、それ以上に防災や防犯活動など、自主的に助け合いながら安全で住みよく親しみのある地域とすることが重要と考えておりますので、積極的に自治会活動に御参加していただけたら自治会での問題も解決できるものと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君）　そうしますと、自治会へのそういうごみ出しについてのお願いをされない方がいて、どうしても個人で業者の方に払うというときになった場合には、費用は幾らぐらいになるんですか。例えば年間とか月とか、月に何回出すかによるかと思うんですけれども、その辺は把握、幾らになるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君）　歳入歳出決算範囲内でお答えをお願いしたいと思います。

矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君）　費用については、各世帯の事情がございますが、特に自治会に入られてないアパートの方が多いので、その方は、例えば単身アパートですと1件当たり1,000円と聞いております、1月ですね。それ以外についてはちょっとあまり事例がなくてお答えすることができませんので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君）　鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 次の質問ですけれども、歳入歳出決算書で国庫補助金が2億7,290万円、予算より減少しています。国庫補助金がこれだけ減少している、これはなぜですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

令和5年度の決算で総務費の国庫補助金の予算現額9億4,603万3,000円に對しまして、収入済額5億8,862万3,584円で、予算現額に対する収入済額は3億1,600万9,416円減となっております。

これは、重点支援地方交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）を令和5年度から令和6年度に繰越明許をいたしまして、これは令和6年3月に指定させていただいておりますが、主な要因はこちらでございます。

これにつきましては、6月議会で御報告をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありますので、発言を許します。

12番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第51号令和5年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをいたします。

審査意見書の25ページ、一般会計歳出不用額についてお伺いいたします。

令和3年度、令和4年度決算審査意見書にて指摘のありました不用額について、昨年度、私も指摘をさせていただいたところではありますけれども、令和5年度は約5億9,983万円と前年比4億7,586万円のマイナスとなり、改善の方向になっていると感じております。

しかし、執行率のほうはそんなに変わっていないわけでありましてけれども、令和5年度にどのようにこの不用額の減少に取り組み、どのような成果があったと評価をされていらっしゃるか、またこの不用額については予算の弾力性がなくなるといった負の面もありまして、各部から不具合があるといったような意見等があるかお伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

2年連続して不用額について指摘がされていることを各部局に予算査定の場面でも周知し、できる限りそぎ落とせるものは落としてまいりました。その結果というわけではございませんが、各部局それぞれに、さらに細部にも意識して予算計上、予算執行をしたことによるもので

あると考えております。

また、現時点でございますが、大きな不具合があるとの意見はございませんので、以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） それでは次の質問に移らせていただきます。

ふるさと応援基金について伺いいたします。

決算事業報告書の30ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目基金積立費、ふるさと応援基金についてでございますが、令和5年度のふるさと納税における収支について伺いをいたします。

ふるさと応援基金のふるさと応援寄附金額、返礼品等ふるさと応援寄附金の報償費、市外へのふるさと応援寄附金金額、そしてふるさと応援寄附金の収支の差額、純増について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

令和5年度のふるさと納税の寄附金額は7億5,262万5,000円でございます。

返礼品等ふるさと応援寄附金金額報償費は、返礼品の調達に係る費用、返礼品の送付に係る費用、代理事務に関する費用等となりまして、費用額は3億7,569万873円でございます。

また、市外へのふるさと応援寄附金額は1億8,611万3,193円でございます。

ふるさと応援寄附金収支差額につきましては、ふるさと納税の寄附金額からふるさと応援寄附金、報償費と市外へのふるさと応援寄附金額を差し引いた1億9,082万934円となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 貴重な市税の1.9億円という形に瑞穂市の予算が増えているということで、努力された各課の皆様にはお礼を申し上げたいと思いますし、さらなる増加を願うところでもありますけれども、このふるさと応援基金の活用について伺いいたします。

決算事業書によりますと、令和4年度末の残高が22億6,690万円、出納整理期間も加味した金額ですけれども、令和5年度に取り崩したふるさと納税の額は4億4,426万円、そして令和5年度末の残高、今の決算の残高ですが25億7,793万円と、基金残高として3億1,103万円増加をしております。

ふるさと応援基金積立金事業、これは寄附された金額全額を基金に積んでおります。さっき

のお話ですと、7.5億円を今年基金に積んでおるわけですが、しかし毎年、先ほど御説明いただいたように、報償費として約50%の経費、先ほどのお話では3.7億円に報償費がかかっておりますし、市外に市民の方が寄附した金額が1.8億円ということで、5億5,000万円ほどそうした経費がかかっているということでありまして、実質4分の1ほどが市に残るお金というふうに私は思っております。

そこでお伺いいたしますが、ふるさと応援基金の残高が増加をしているという結果につきまして、使用方針とか、使用の実績として意図した結果だったのか、もっとふるさと納税を使いたかったが使えなかったというようなことがあるのかとか、この基金というのは、私自身は減らしていくという、もう既に出ていっているお金なので、もっと市民サービスやそういったものに活用しないと、どんどんたまっていつてはちょっとこの基金の性質上おかしいというふうに思うわけですが、この市の執行部の方のふるさと納税の使い方、今後も増やしていく方針なのかというのを伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ふるさと応援寄附金の活用につきましてということで御質問をいただいておりますが、ふるさと応援寄附金、こちらは瑞穂市ふるさと応援寄附条例に基づいて行っております。

瑞穂市を愛し、瑞穂市の将来の発展を応援しようとする個人または団体の思いを具現化することにより、個性豊かな魅力あるふるさとづくりに資することを目的としております。

この使用方針でございますが、瑞穂市ふるさと応援寄附条例第2条の規定で定められておりまして、これに基づいて使用しております。使用実績につきましては、令和5年度の予算に対し、条例の規定に合った事業に使用しております。

今後につきましても、議員おっしゃるとおり、本当に寄附者の方は瑞穂市のためにということでたくさん寄附をいただいております。その皆様の思いに応えるように、できるだけ積極的に活用の方を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 寄附者の思いに基づいて使っていきたい、積極的にというお話でしたが、その答弁、去年も多分お聞きをしておりまして、残高が増えるということは、やはりちょっとそれだけ寄附者の思いを受け取った金額が残ってしまうということです。もっと活用できるのではないかというふうに思いますが、そういった形で、今後、再度同じ御答弁になるかもしれませんが、積極的に使っていくに当たってどういうことにこの基金を使っていきたいのか、私としては、基金残高が減るとというのが一番いいと思っております。寄附者の思いをその

ままつなげる使い方をしていただきたいと思いますと考えますが、市の見解のほうをお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） おっしゃるとおり、せっかく瑞穂市のために寄附をいただいたということでございますので、本当に積極的に活用していかなければならないということは十分承知しております。

ですが、全て大本となっておりますのが条例の第2条に記載しております条項でございますので、この条例に基づいて寄附者の方は寄附をいただいております。それに沿った事業を全て行うことはなかなか難しいと思います。基本的には、今後も本当にそのような事業をいろいろ考えながら、積極的に活用の方をさせていただきたいと考えております。どうぞ御理解のほうよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第52号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第52号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第52号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

決算資料を確認しましたところ、国民健康保険税の歳入が8億3,719万6,309円で、前年度と比べて約6.8%減少しており、同時に保険給付費の歳出が32億1,342万90円で、前年度と比べて約4.8%増加していることが確認されました。

このように収入が減少し、支出が増加している現状は、国民健康保険事業の財政運営にとって大きな課題となっております。

国民健康保険税の減少は、保険料を支払う対象者の減少や所得の低下が影響している可能性があります。一方、保険給付費の増加は、医療費の上昇、先進医療や高度医療の増加、高齢化

の進展に伴う医療サービスの利用増加が要因であると考えられます。こうした状況では、収入と支出のバランスが崩れ、保険事業の持続可能性に対して重大なリスクが生じます。このような収支の不均衡を改善するためには、収入の安定化や医療費の適正化が求められます。さらに、予防医療の推進や医療費の無駄を減らす取組など効果的な施策を講じる必要があります。

そこで質問です。

国民健康保険税は前年度に比べ約6.8%減少し、一方で保険給付費は約4.8%増加しています。この状況を受けて、今後の保険事業の健全運営に向けた施策についてお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 北村議員の御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険は、国民、日本に住む皆さんが保険に入る国民皆保険と言われるものの最後のとりでとして、地域住民の医療の確保と健康増大に大きく寄与していますが、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や社会保険の適用拡大などにより、被保険者数の減少が続いております。

被保険者数は、令和4年度と令和5年度で比較しますと約5%減少しておりますので、国民健康保険税が減少した要因の大半を占めていると考えられます。

その一方で、医療の高度化や受診される日数の増大により1人当たりの医療費が増加傾向にあります。令和4年度と令和5年度を比較しますと、入院分、外来分ともにがんに係る医療費が増加しておる状況であります。そして、医療費全体では8.9%増加していることにつながっております。

瑞穂市の国民健康保険事業では、医療費の適正化に向け、早期発見、早期治療により健康寿命を延伸するため、健康診査の受診勧奨や、その後の特定保健指導の実施による重症化予防、そして同じ時期に複数の医療機関を受診し、同じ効果の薬を重複して処方され服用する多剤服薬の防止に取り組むことで医療費の適正化に取り組んでおります。

また、国民健康保険事業は、平成30年度より都道府県が財政運営の主体となっており、国の方針では、都道府県ごとに医療費の水準の統一を令和12年度までに、そして国民健康保険税率の完全統一を令和18年度までに完了することを目指しております。

瑞穂市国民健康保険事業にあっても、岐阜県と県内の他市町村と歩調を合わせまして、事業の健全運営も含めた県内統一に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今お伺いした取組以外として、例えば予防医療、そういった取組とかはされておりますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 予防医療という御質問になりますが、国民健康保険事業のほうにつきましては、健康診断をいかに受けていただくかということに力を注いでおります。

それ以外にも、人間ドックや脳ドック、こういったものをなるべく受診をしていただいて、受診された方には補助をするという取組もやっております。

こういったものにおきまして、少しでも医療費が少なくなるよう早期発見に努めておりますのでよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 今、そういった取組を理解していただくためにも啓発活動というのが重要だと思うんですが、そういった市民に医療費の負担とか予防医療の重要性を理解してもらうための啓発活動の強化、そういったものは考えておりませんか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 市民部に関しましては、国民健康保険事業だとか後期高齢者医療、そちらの観点で被保険者の方と接触することになります。

そちらの方にはいろんな形態で、先ほども申し上げましたように、健康診断などの受診なども働きかけておりますし、昨年からですけれども、その方々によって状況が、健診の結果がいろいろあります。そのタイプによりまして御案内の内容を区分けして、より合った健康診断とか、健康増進の取組を行ってもらうような御案内にちょっとシフトしております。

今後もうどういう手法で取り組めるか分かりませんが、皆様の医療の状況、健診の状況などを踏まえて、見直ししながら実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

健康福祉部サイドといたしましては、いち早く医療につなげるために保健指導を徹底しております。特定保健指導といたしまして、保健師とか管理栄養士が御自宅に訪問をいたしまして、いち早く医療に受診してくださいということをお願いしておりますので、そういった部分で周知徹底をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

以上で、発言の通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第53号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第53号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第54号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第54号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第55号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議案第55号令和5年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第56号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議案第56号令和5年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 皆さんおはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第56号令和5年度瑞穂市下水道事業会計決算の認定について質問をさせていただきます。

今回の下水道事業について質疑させていただくのは、先週月曜日に行われました議案説明会において、執行部の方から説明をいただきましたけれども、私としてはまだ十分に理解できていないと、そういったこともあり、私なりに一応調べさせていただいて、整理をして、改めてよく分からない部分について質問をさせていただきたいと思います。

では最初に、事業報告書第1ページ、この下から4行目に、「公共下水道事業について、令和9年度当初の供用開始を目指し事業を推進しています」というふうに書かれております。ところが、これは昨年度の事業報告書では令和8年度末の供用開始を目指すとして記載されております。

そこでお尋ねしたいんですけれども、この時期の変更ですね、いつから供用できるのかということなんですけれども、特にこれを年度をまたいで変わっていくということ、これはちょっとなかなか大きな変更にあたるのではないかと思います。

そこで、質問事項の、ちょっと申し訳ないんですけれども、1つ目を飛ばして2つ目に飛びますけれども、供用開始時期が変更になった、このことはいつ、どこで決定されたのか確認をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以下、ほかの質問については自席より行わせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、今の御質問にお答えします。

令和6年3月時点の日本下水道事業団からの報告により、アクアパークみずほの工事契約が遅れており、工事の完成が令和8年度末のぎりぎりになるということから、下水処理場の運転開始に必要な総合試験運転を行うと、供用開始は令和9年の当初になると報告を受けております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 要は、事業団から報告があつて、遅れるからストレートに、ここで決めたことを確認したわけでもなくて、変更を余儀なくされたというお話だと思います。

では、ついでですけれども、令和9年度当初という言い方ですけれども、当初というのは、私の頭では4月かな、5月かなというふうに思うんですけれども、そこら辺はどちら辺を想定してお見えになるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 第1四半期ということで、できれば4月に供用開始いたしたいと思っておりますが、試験運転の結果によっては4月、5月ということになるかと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） この変更ですけれども、監査委員会の報告書もそれを受けて、前年は令和8年度末、今年の報告書では9年度というふうに書いてありますけれども、ここら辺は監査委員会及び監査委員さんにそこら辺、こういう事情で変更を余儀なくされているんだという報告はされておみえになるんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおり、監査委員さんにおかれましては、決算書の決算事業報告書により報告しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 決算書を出したということで、そこから読み取ってほしいと、そういうことで特に詳しい説明をしたわけではないということですね。

ということになるのかなと思いますけれども、では、この変更について、議会及び市民の方に説明というか、報告はどんなふうになっておりますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 議会では、前回の令和6年第2回市議会定例会における産業建設委員会協議会において、瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）事業の現状についてとして報告しております。

また、市民向けについては、事業計画区域を対象に、牛牧地区では6月の工事説明会、また本田団地については7月の工事説明会で説明を行っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

産業建設委員会で資料も出されて報告をしたということですね。ちょっと私、残念ながらそのことについては見落としておりましたので、そういった意味では、ちょっと私、議員としてのちょっと不注意だったかなというふうには思っております。

ただ、市民に対しての説明会、私も1か所だけですけれども参加をさせていただきました。やっぱり現実的な問題がありますので、いろんな御意見が出ていたと思いますけれども、一応

ちょっと資料を見返してみたんですが、特に供用開始に係る、令和9年度当初になりますよというようなことは明記されていなかったと思います。

そこら辺、口頭で説明されたのかどうかは、ちょっと私も記憶がないもので私の聞き漏らしかもしれませんけれども、そこら辺はどうだったんでしょうか。ちょっと一応念のために確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 説明会においては説明させていただいております。

ただ、供用開始までに時間がまだ長うございますので、改めまして、今度は実際に工事に入るときにもいろいろな情報を提供していかなくてはいけないと思っていますので、そのときにも改めまして説明させていただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 市民全体に対してはいつ頃報告、いわゆるスケジュールですね、第1期工事をいつからやって、いつ供用できてというスケジュールですね。この説明は、説明会的なことは市民全体に対してあるんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 全体に対しては今のところございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、次の質問に行きたいと思います。

事業報告書の7ページ、そこを見ますと重要契約の要旨ということで記載がされておりました。

その中で1つ記載されております。これは、第1期工事のうちの大日本グループとの令和5年、6年度の工事に関する契約ではないかというふうに推測するところですが、これによりますと、令和5年9月22日に締結されたと。その金額は12億186万円ということで、ところが、令和6年3月14日にこの契約金額が12億1,582万円に変更され、およそ1,396万円ぐらい増額されているという、そういった報告書になっております。

これでいきますと、では、まずこの契約変更が起こったということについて、その理由が何かということをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 変更理由は、推進工事における鋼矢板立坑の底板部の地盤改良に伴う残土を産業廃棄物処理としたことによるものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議案説明会のときは、工事が早く余分に進んだからというような説明されたと思いますが、そうではなくて工事が少し複雑なものになったという、そういうことで、今御説明でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 若干進む部分もありますが、主な理由はこれによるものです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） この契約の根拠となる債務負担行為、こういうのを設定されていると思いますけれども、この債務負担行為はいつ設定されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 令和3年12月の債務負担行為でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 令和3年12月の定例議会で、およそ88億円を限度額とする債務負担行為が設定されたと、その中に入っていますよと、そういうお話だと思います。

では、次の質問ですが、契約変更で金額が増加されておるわけですが、それに伴う場合、債務負担行為、これの変更をするかどうかというのは出てくると思うんですが、その場合、議会で議決しなければならないという話になってくるんですが、これを議決を議会に求めているなくて契約変更されたということですが、その理由はどのような理由があったのか、考え方があったのか示していただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） まず、工事の変更契約につきましては、瑞穂市建設工事変更事務処理要領に基づき、当該年度の予算の範囲内で行われており、債務負担行為においても令和3年度の債務負担行為の限度額の範囲内ということであります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 債務負担行為について、いろいろこの取扱いが難しいところがあると思いますけれども、他市町の話聞きますと、例えば契約の金額が増加されたと、けれども限度額は超えていないからいいでしょうということで出さなかったけれども、それが結果的におかしかったのではないかという、そういった論議があって決算認定がされなかったりとかいう、そんなこともありましたけれども、そういったことは特に問題はないということによろし

いでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今おっしゃっているのは、限度額をどこかで補正したということだと思いますが、基本的に債務負担行為は、その当時、令和3年の予算でございますので、他の市町の指摘については、翌年度以降において債務負担行為の増減をしたということが主な要因と考えておりますのでよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では次に、5年度決算事業報告書3ページに150万円以上の建設工事の概況、こういうものがありますけれども、これを見させていただきますと、処理場造成工事その2として、令和4年9月26日着工、完成予定が5年7月31日とする工事が報告されております。

その工事は5年度分として6,501万円で、ただし書の中で全体契約は1億4,426万円となっております。ところが、昨年度の決算事業報告書によれば、全体契約はそれよりも少ない1億3,970万円となっております。

つまり、456万円ぐらい増額されたということでありましてけれども、これも契約変更があったということによろしいのか、またいつあったのかを教えていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） こちらも契約の変更はございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ごめんなさい、事前通告の中ではいつまでということが書いてありませんでしたけど、もし分かればいつ変更されたのか教えていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） ちょっと手持ちに契約書がございませんので、改めましてまた御報告させていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） これも契約変更されたということですが、その理由は何であったのか教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今回の変更理由は、細かいものもありますが、主なものは排水路の付け替えに伴う河川護岸工事の床付け面の地盤改良のために土質調査を行った結果、セメ

ントの添加量の増量が必要であったことによることや、可変側溝の床付け面が軟弱であったことによる地盤改良の追加工事でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ということは、つまり当時、最初に想定していたよりも事業が簡単に進めなくなったからという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 想定よりも地盤がやはり掘ると悪かったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） この契約についても、債務負担行為があるとただし書がありましたけれども、この債務負担行為はいつ設定されたものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 当該工事の債務負担行為は、令和4年度の当初予算で設定しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 令和4年度設定で1億6,900万円ぐらいの限度額ということで、私もこれかなと思ったんですけども、実はこれ、このときは水路、債務負担行為の設定のときには、その水路を移転するための工事だと書いてあって、今回実際にされている工事については、盛土をするための工事だというふう、名称自体がちょっと食い違って、私こちら辺が分からなかったんですが、それは同じ令和4年度の1億6,900万円かな、これを限度額とする債務負担行為を根拠にして盛土で、細かいところを見ると、盛土ともう一個何か附帯工事みたいながついているもので、これが多分水路の移転のことかなというふうになんて類推をしているんですけども、そういう解釈でよろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 既存の水路が今の処理場内に数本ありました。それを周りに移動するというので工事を行いました。

盛土については、その附帯工事というか、もともと造成工事の一部を追加してやるものがございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） これについては、最初に設定されている88億円の債務負担行為ですね、その中ではなくて、新たに債務負担行為を設定して工事を行ったということですが、これは別に立てたという理由の説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） こちらについては、もともと管路とか処理場を造るものではなく、既存の処理場を造る前の段階の水路整備工事でございますので、改めて別で債務負担行為を起こしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） では、ちょっとその債務負担行為というのはなかなか分かりにくい概念であれですが、補正予算書の56、57ページに下水道事業会計の債務負担行為の一覧があります。

資料としては、これは補正予算に出ておるわけですが、内容的には決算に関わるものと考えられますので、ここでもちょっと確認をさせていただければと思います。

この一覧には、表一面に4つの債務負担行為、そして次のページには新しく補正予算に設定する債務負担行為が出されておりますけれども、3つ目の限度額2億5,000万円の債務負担行為、これは恐らく東海道線の下をくぐるために別個に工事をしなければならない。最初の説明では3億円ぐらいかかるんじゃないかというお話がありましたけれども、これの工事だと思いますけれども、これも別個に令和5年度に新たな債務負担行為として設定しておりますけれども、これを新たに設定した、これも88億の中に入れずに設定したということだと思いますけれども、別個に設定したその考え方ですね、これはどのような考え方に基づいて新たに設定したのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 令和3年12月設定の債務負担行為は、設計施工一括発注に係る管路施設と日本下水道事業団による処理施設に関わる事業分であるため、ＪＲ東海道本線を横断する管路施設工事は専門的な工事となるため、当初から含んでおりません。

そのため、この工事は総合評価落札方式で一般競争入札であることと、東海旅客鉄道株式会社との工事協議に時間を要することが見込まれたため、債務負担行為を行い、入札公告を行ったということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） 当初から想定されていなかったということで、途中から入ってきた工事だと思いますので、当然当初では想定されていなかったと思いますけれども。

それでは、この88億円、限度額88億円で債務負担行為について確認をさせていただきたいと思いますが、この債務負担行為は、先ほど御説明があったように、令和3年12月議会の補正予算で承認されたものであります。

私は、そのときの説明で理解した内容としては、先ほど言われた管路工事、それから処理場建設、それぞれ一括してやるということでもとめて、ここで債務負担行為としてやったと。管路工事については、DB企業との契約、それから処理場関係では下水道事業団を通した企業グループとの契約というふうに認識をしていましたけれども、執行部としてその当時の契約を想定したのは、そういった内容でよかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 令和3年12月の債務負担行為は議員のおっしゃるとおりで、管路施設はDBによる設計施工一括発注で、処理場施設は日本下水道事業団を想定しておりました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） それでは、お尋ねしたいと思います。

これらの債務負担行為が設定されたのは令和3年度でありますけれども、この令和3年度において予定していた契約で、実際に契約できたものはあったのかなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 令和3年度中にはありません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 債務負担行為を根拠にして契約する場合にはこれを設定した、今回でいえば、令和3年度中のものに契約をして、実際の金額とか工事期間は、それは後ということもあると思いますが、そういったものに基本的には限定されるのではないかというふうなことを、私はいろいろこの会社の資料を見てみて思ったんですけれども、そこら辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 債務負担行為については、対象事業の範囲に法律による特段の定めはございません。

そのため、事業者を募集するために、令和3年度から8年度までの債務負担行為を行い、令和4年1月には管路施設の整備の設計施工一括発注のプロポーザルでの公募を開始し、令和4年2月には日本下水道事業団と基本協定を締結するための事業実施における債務負担行為の手

続となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 私も調べまして、要は令和3年度中にプロポーザルの募集をしたいからそれに合わせたもの、それから下水道事業団、そこについての協定ですね、それを確か3年度の終わりぐらいかな、4年の1月か2月にされていると思いますけれども、それに間に合わせるためにこれをしたのかなというふうにも理解をいたしました。

そこで、先ほどの債務負担行為についてですけれども、特に法律的な定めがないということで、担保しているのは、いろんな説明文書を見てみると、基本的な契約みたいなイメージがあるので、1つの契約を結ぶのに、前年度に契約しなければならない場合にこういうのをやるとか、複数年度にまたがる場合にこういう債務負担行為というものが設定、認められているところだと思うんですけれども、だからちょっとその辺の一括事業を対象にして債務負担行為をかけるのか、1個ずつの契約に対して債務負担行為をかけるのか、ここら辺がちょっと論議のあるところかなと思います。

ただ1点、確かに部長が言われたように、一括事業ということで事業全体に債務負担行為をかける、これもある意味では、さっきの説明で理解できる部分もあるんです。ところが、これは管路の工事と処理場の工事、これを1本にしてしまうと非常に金額的にも大きいし、中の動きが、特に企業会計においては契約ですね、1億5,000万円を超えても特に議会に承認を求めする必要もないし、後のという事情もありますので、これは非常に分かりにくくしてしまっているというふうに私は思うんですけれども、そこら辺について、本当にこの2つに、例えばそれを1本にしてしまった、債務設定をしたのが本当によかったのかどうか、ちょっと今疑問に思っていることでありますけれども、そのことについてもし御意見があればお尋ねしたいと思います。

これはちょっと事前通告に入っていなかったと思います。

○環境水道部長（矢野隆博君） 債務負担行為自体が、事業の範囲に特に法律の定めがございませんので、翌年度以降の事業を実施するに当たっては、全体として債務負担を起こすことが事務の事務上有効であると考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっとついでお尋ねしたいんですけれども、この債務負担行為を設定するという点について、ちょっと入札なんかを幾つか調べさせていただいたんですけれども、例えば令和6年度の事業であっても入札をするために債務負担行為をかけて、前の年度にやると、それが今回下水道事業の考え方の基本にあると思うんです。

ですから、例えば先ほどのＪＲの下をくぐる工事については、前年度に債務負担行為をかけて、そこでは当該年度は負担はなしと。翌年度、多分今年度、６年度だと思いますけれども、２億三千幾らかの契約で正式に工事が行われると。

当初の債務負担の限度額から見ると少ない額で設定されておりますので、そういう意味では担当の方々のいろいろな奮闘があったのかなというのがうかがい知れるところでありますけれども、そこら辺、市として何か統一的な基準があるのか、ちょっとよく分からない。

下水道事業は、何か今のやり方は、契約を入札するためには前の債務ゼロでも負担行為をかけるというやり方をしてみえると思いますけれども、ほかの部署でもそのようなやり方をされているのかどうか、ちょっと事前の通告がありませんけれども、もし考え方があればお示し願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今回の下水道事業においては、設計施工一括発注という手法を取っておりまして、年度外の担保といったらおかしいんですけど、義務的経費を確保するための手法でございます。

しかし、例えばＪＲなどの工事につきましては、その都度、翌年度にまたがるおそれがあるときには年度内に契約をいたしまして、ただ、執行がない場合もございます。ゼロ債といいますが、年度内の執行もない場合もございますが、基本的には工事のような、一つの工事というものを起こす場合は、翌年度以降に債務もまたがる場合もございますので、そのような手法となります。以上です。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 債務負担行為についての御質問でございますが、一般的な場合でももちろん起こしております。債務負担行為の予算ですね。当初予算のほうなんか御覧いただきますと、保育士の人材確保のために債務負担行為を設定したり、年度が何年かにわたるようなものについても債務負担行為ということで予算のほうへ計上させていただいて、議決のほうをいただいております。

一般的にこれは法律上可能な予算の年度内の執行ということ、単年度予算、年度内の執行の例外規定でございますので、法律上定めがあるものだとということで御認識をいただければよろしいかと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） すみません、ちょっと下水の決算等はちょっと飛んでしまって申し訳なかったです。

どちらにしても、特に下水、先ほども言いましたけれども、議会とか市民に対して分かりや

すく資料というか、工事の経過も含めてしていく必要があると思います。

特に議会としても市の行為のチェック機能を果たさなければならない。そのためには、それが分かるものを提供していただかないと、なかなか議会としてもチェックができなくなってしまふというようなことを考えますけれども、そこら辺のことについては、今回特に下水道事業についてはなかなか分かりにくい、契約も表に出てこないということになりますので、そこら辺についても今後のお考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そうですね、下水道のような長期にわたる事業におきましては、当然、各年度において事業費が算出されます。それについては、今後ホームページ等で随時公表していきたいと考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第57号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、議案第57号令和5年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第58号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第16、議案第58号令和5年度瑞穂市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時46分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第59号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第17、議案第59号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会の鳥居佳史です。

令和6年度一般会計補正予算の質問をさせていただきます。

16ページに新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料で608万5,000円計上されています。この委託の内容は何でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在でございますが、新庁舎建設検討委員会にて協議していただいた中間答申で、市街化調整区域である只越地域が第1候補地となりまして、都市計画協議を進めているところでございます。

今回計上させていただきました予算は、只越地域を含めた候補地について、配置計画や周辺道路を含めた比較検討資料を作成し、マスタープランとの整合性を図るための業務と新庁舎建設検討委員会を開催するための支援業務が主な内容となります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 今の答弁の中で、マスタープランとの整合性ということがありましたけれども、これをもう少し具体的に教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほど申しましたように、只越地域が第1候補地というふうになっておりますので、上位計画となりますマスタープランへの記載が必要かどうか、記載をしていかなきゃいけないのかということについて、検討する資料の作成をお願いしたいかと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 只越の場合に、マスタープランへの言及が必要かどうかというのは、その判断は県の都市計画委員会のほうで決められる事案ではないですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 市のマスタープランでございますが、この只越のことだけを協議するというか、決めていくものではございませんので、市全体の話も、もちろんそれがメインですが、それが入っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。只越のためだけではございませんので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） ということは、敷地の候補として5か所ぐらいあったかと思えますけれども、それぞれについて先ほどの道路のことはちょっと後にしますが、マスタープランへそれぞれの5項目について言及をするための検討をするということですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） マスタープランへの掲載が必要であれば、それを掲載していくような方向で調整をしたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 例えば、現庁舎の付近に建っているという案があったと思えますけれども、この場合にマスタープランへの言及と変更の内容となることはあるんですか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それについての資料の作成を今回委託いたしますので、お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） あと先ほどの答弁で、道路とかはそれぞれの計画地のインフラ、主に道路だと思いますけれども、それについての検討をされるということで、それは事業費も含めて検討されるということでよろしいですか。概算の事業費ですね。道路等をつけるという場合の概算事業費です。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 明確に事業費とまでは仕様書のほうでは今のところ考えておりませんが、それも出てくるもの、恐らく出てくると思うんですが、一応検討材料になるもの、5候

補地の検討材料となるものの資料の作成を今回の委託でお願いしたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 委員の皆さんが検討されるときに、やっぱり事業費というのは判断の非常に大きな要素になると思いますので、事業費を含めて検討していただくようにということで解釈を、今の答弁ではお伺いしました。以上です。

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

引き続き、発言の通告がありますので、発言を許します。

12番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第59号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について質疑をさせていただきます。

補正予算書の21ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、18節負担金、補助金及び交付金、健康被害救済給付金128万4,000円についてお伺いをいたします。

今回、この国によって健康被害救済制度に基づいて認定された健康被害救済給付金の人数とその申請の内容についてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンの健康被害として国から認定された方は、新型コロナワクチン接種が始まってから現在に至るまで合計3名でございます。

3名のうち1名の方は既に完治をされ、給付金の支払いも完了をしております。また、残りの2名の方につきましては、現在も治療を継続されておられます。

今回の補正予算には、今後の診療予定から令和7年3月までの給付金見込額といたしまして、128万4,000円を計上しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） ちょっと新しく増えたのかなというふうに思いましたが、そうではないということで、今まで3人の方がいらっしゃって、1人は完治して、2人はまだ継続、その分の予算であるというふうにお聞きをしました。

これは健康被害救済給付金とあまり項目として出てこないんですけれども、これまでの新型コロナワクチン接種で、今回は3名の方が以前から健康被害救済給付金が出ておるんですけれ

ども、この新型コロナワクチン以外、インフルエンザの予防接種とかそういったものによる健康被害の救済制度を利用した件数というのはあるのか、それをお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

健康被害救済制度による認定数でございますが、現在まで新型コロナワクチン接種以外による健康被害の認定はございません。新型コロナワクチン接種につきましては、現在のところ3名認定をされております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） では、ちょっと別の質問といいますか、先ほどの鳥居議員の質問からお伺いしたいことをお伺いさせていただきます。

庁舎の予算のほうが補正予算で上がっておりますと思いますが、先ほどは第1候補地となったもの以外についても概算予算を出していくために調査委託料を出していくというふうにお伺いいたしました。ということは、中間答申で出された第1候補地以外も検討していくということで、これは審議会の中でほかの候補地についてももう一度検討をやり直すということでしょうか。それとも、答申が出された順番で、それを検討するための資料を作成するために委託するのか、その辺を伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の委託でございますが、新庁舎建設検討委員会におきまして、中間答申で出ていた只越地域が市街化調整区域であるというところも大きな要因でございます。都市計画協議というのが必要でございます。

その中でも、やはり周辺の状況、これからどんな瑞穂市を目指していくのかという都市計画のビジョンみたいなものが必要となってまいります。ですので、それも含めまして、周辺の状況も比較検討する資料を作成したいという今回の委託費でございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 今そのようにおっしゃいましたが、これは補正予算で出てきているということで、当初から中間答申を出す前からその資料が必要ではなかったのかというふうに疑問を持つわけですが、なぜ必要となったのか、当初予算に盛り込まれなかった理由です。ね、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 何回か御説明を多分させていただいておりますが、都市計画

協議でございますが、なかなかハードルが高いということがありますので、現在、当初で契約していた内容ではちょっと資料が不足する部分もございますので、追加で今回、補正予算のほうを計上させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） それでは、中間答申というものが妥当であったかどうかという話になってしまうんですけれども、その概算事業費をもって評価を加えると、中間答申で出てきた第1候補地というのが変わる可能性があるというふうには考えないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 中間答申の妥当性ということでの御質問でございますが、新庁舎建設検討委員会の皆様は、本当に自由な発想を持ってこんなまちにしていきたいということで、様々な御意見をいただいた結果が市街化調整区域であります。只越地域がこれからの瑞穂市にとってふさわしい場所ではないかという結論、最終的な結論ではございませんが、中間答申で出されたということです。これも一つの民意だというふうに私どもは考えております。

私どもが主導してそちらのほうにいくというふうな形ではなくて、本当に市民のいろいろな声を聞いた、そういう形での中間答申であったというふうに認識しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） ありがとうございます。

その概算事業費、いわゆる周辺のインフラ整備も含めて候補地を絞っていくということが必要ではないかと思います。もう今の段階では事業費がない状態で、自由に市民の方の意見を反映したのが第1候補地が只越ということでありまして、じゃあ概算事業費がもっとたくさん高額になったら、こんなにたくさんお金をかけるのはよくないよねというような市民の意見が変わって、これから補正予算で委託される資料が出てきたときに、第1候補地が中間答申と変わってくるということはあるんじゃないかと考えるんですけれども、この委託で作られた資料を基に、もう一度候補地を選定、評価し直すということはお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 可能性はゼロではないと私は思います。全く只越ありきというふうではなくて、本当に今回計上しております委託で、さらにどういうふうになるのかということの詳細に検討のほうをさせていただきたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 12番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

引き続き、発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第59号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行わせていただきます。

まず、全体的な話ですけれども、9月の補正予算というのは、要は前年度の決算に基づいて、その繰越金ですね、どう処分していくのかということも一つのはっきりさせる、そういった性格を持つものではないかというふうに思っておりますけれども、今回補正予算では、5年度決算による実質収支である繰越金6億2,500万円、これを処分方法としては、その半分3億1,200万円、これを公共施設整備基金に積み立てる、そういったふうな案だと思うんですけれども、大筋はそのような理解でよろしいかどうかお尋ねしたいと思います。

ほかの質問については、また自席のほうからさせていただきます。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員お見込みのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では繰越金を財政調整基金への……、すみません。私が理解する上では、この繰越金をどこに繰り越すかというのは、持っていくというのはもちろん執行部の判断でされることだと思います。とは言いつつ、財政調整基金へ積み立てるということと、そのほかの基金に積み立てるということでは、その性格、考え方に違いがあるのではないかというふうに思っております。

財政調整基金というのは、ある意味では市の裁量でいろんなことに使うこともできる。当面のこととしては、もちろんお金のやり取りのために使うわけですが、それだけではなくて、ぜひ市としてやりたいことにも使える、そういった積立金ではないかと思います。

ところが、それ以外については、当然使う目的が定められておりまして、それに基づいて必要なときに使っていくというふうになります。

そういった意味で、財調に積み立てていくということと、それ以外のところの基金に積み立てるということでは意味が違うのではないかというふうに私は思っておりますけれども、そこら辺について、今回、公共施設整備基金に積み立てられたその考え方というか、理由というか、教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 決算に基づく繰越金の処分につきましては、地方財政法第7条の規定で、地方公共団体は各年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額はこれを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないというふうにされております。

今回、財政部局で検討した結果、令和5年度に公共施設整備基金を各事業に充てまして、減っていると、取崩し額を2億7,000万円ほど崩してございます。このようなこともございますので、公共施設整備基金に積み立てることにいたしました。

では、なぜかというところでございますが、地方財政法の第4条の4の規定に基づいた基金に積み立てるのでございますが、今回、公共施設整備基金に積み立てましたのは、瑞穂市第2次総合計画後期計画の目標指標、こちらのほうに記載されております。一般財源における投資的経費に占める公共施設整備基金の割合が1以上としております。

先ほども申しましたように、令和5年度に公共施設の整備基金が減っているということもございます。この目標に近づけるために、今回は公共施設整備基金のほうに積み立てようというふうな結論となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、ちょっと参考までお伺いしたいと思いますけれども、たしか私の記憶によると、令和3年度は今回と同じように公共施設整備基金に積み立てられた。4年度についてはたしか財政調整基金に積立てをされたというふうに思って、また今回公共施設のほうに積み立てられたということで、直接の理由は金額が、使ったからちょっとそれを補填したいということ。それからもう一つは、第2次総合計画の後期計画にある目標をきちんとクリアしていくために、それに近づけるためにやっていくという説明だったかなと思いますけれども、そこら辺が、例えばちょっと私、たしかその質問前に聞いたなと思っているんですけれども、それについてきちんと資料を確認していなかったのも、非常に申し訳ないんですけれども、そこで例えば私の頭の中では、公共施設だと長期計画があって、建て替えか何かでね、それに今後必要になるから、そのうちのこの程度進んでいかないと計画がうまくいかないのではないかというそういった具体的な目標があるのかな。

例えば新庁舎建設であれば、うまい具合に昨年度から3億にしているけど、これは当初の計画でいっている部分を基金に積み立て、事前に積立金を積み立てるんだから必要ということであつたというふうに思うんですけれども、やっぱり一個ずつのものについて、将来的な、もちろん将来計画が幾らでも変わるんですけれども、でも、そういう長期計画の中で考えてい

くものかなというふうに思っ、そこら辺、ちょっと非常に抽象的な質問で申し訳ないんですけど、もし、部長の考えでもいいですけれども、この公共施設整備基金というものの考え方、そして目標が1以上と、ちょっとごめんなさい、具体的に1以上というのはどういうことの意味があるのかということも、ちょっと併せて教えていただければと思います。

ちょっと非常に抽象的ですので、あまり答えにくければそれはそれで結構ですけれども。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） そうですね、根拠的なものということで御理解をさせていただいた上で御回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず、公共施設整備基金でございますが、先ほど言いましたように、地方財政法の第4条の4の3号でございますが、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他建設工事の経費、その他必要に、やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときというような目的がございます。これは条例で定めておりますが、基金条例のほう、公共施設整備基金の設置目的ということで、市の公共施設に必要な経費の財源に充てるために積み立てております。

ただ、この金額ですが、私は直接関わってはいないんですが、聞き及ぶところによると、1年間の投資的経費、これが全て賄える程度の基金が必要ではないかというところから1以上というような数字の設定にしているというふうに私は認識しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

ちょっと事前に通告なしで申し訳なかったです。

では、次のところに行きたいと思います。

補正予算書の16ページですけれども、先ほどから質疑がありました新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料について私もお尋ねしたいと思います。

そのうちの1つ目については、どういう内容かについては先ほど説明がありましたので、重なりますので、カットさせていただきたいと思います。

この委託契約になると思います。委託契約の入札方法ですけれども、これは一般入札あるいは指名競争入札、そういったものになるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回計上しております予算での委託業務でございますが、令和5年度予算の繰越事業、今繰越ししております本体事業がございますので、これの一連という形ですので、変更契約での締結を考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） となると、新たな契約ではなくて変更契約ということになるわけですね。

ちなみに、この新庁舎建設基本計画をつくるための支援事業のいわゆるコンサルタント会社さんにいろいろお願いをしていると思うんですけども、これまでの各年度、恐らく令和3年度、4年度、5年度あったと思うんですけども、それぞれ幾ら業務委託の金額があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎建設基本計画策定に関する支援業務の委託につきましては、令和4年度から今回の補正予算までつながっておりますが、令和4年度は772万円、令和5年度は1,916万円の繰越事業として業務を継続しているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 令和3年度は事前のということで、直接策定計画は関係ないということで、今、4年度772万円、5年度1,916万円で、ただ5年度については今年度に繰越しされているというお話だったかなと思います。

では、この4年度、そして5年での契約の入札の方法はどんなふうであったか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和4年度の委託業務につきましては、指名競争入札でございました。

令和5年度の委託業務につきましては、令和4年度業務の内容と密接な関係があるということで、随意契約で令和4年度と同じ業者が引き続き契約者というふうになっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 令和4年度は指名競争入札、そして5年度は随意契約というお話ですけども、そうしますと、ここら辺は考え方の問題かもしれませんが、4年度の金額が772万円、これは入札の資料を見ますと988万9,000円という入札で今やってみえるところが落とされていると。そして翌年度、これは今年度に繰越しされてはいますけれども、1,771万円で契約をされたということになっております。

恐らくそうすると、4年度の当初の契約金額よりも実際の支払いが少ないので、これはそんなにからなかったから安く済んだという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員おっしゃるとおり、令和４年度でございますが、当初988万9,000円での契約となっておりますが、業務ができない部分があるということで、やや遅れたという部分もありますが、変更契約で216万5,900円減額をしております。その分につきましては、翌年度の業務に組み込んで実施しているという状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） そういう意味で、令和５年度は契約額と実績が違う、実績のほうが多くなっているということですね。分かりました。

そうしますと、当初は988万円で、次の年度は1,700万円、業務内容が違うのであれですけども、こういったやり方というのは、１個ずつ契約を毎年するという前提に立っているわけですので、本来であれば５年度においても普通の指名競争入札、当然データについては、もし違う業者さんになれば、その業者さんから資料をもらってやることになると思いますので、何ら問題ないんじゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 理論上は問題ないと思いますが、ただ同じ人間が担当するわけではございませんので、もう一回ゼロから説明をして、そこから考え方を統一して、方向性をちゃんと理解していただいてというふうになりますと、その分でかなり準備行為に時間が取られると思います。

それでは効率的な業務委託ができないという判断をいたしましたので、随意契約で１社、引き続き令和４年、５年、６年もというふうに考えて、今の契約者を引き続きと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○１０番（関谷守彦君） じゃあ、全ての今瑞穂市として行われているものが同じような形を取っているかという、そうでもないかなということをちょっとお伺いしました。

都市計画マスタープラン作成支援では、令和５年度、６年度、７年度それぞれ入札がかけられ、７年度はまだこれからですけども、そして現実には、初めから業務の内容を分担しているというわけで区切っているからということだと思いますけれども、５年度、６年度を別の業者さんで委託をされていると、それです。

ただ、担当者の方のお話を聞きますと、なかなか難しい点もあるということは率直には言ってみえました。だから、現実には瑞穂市でもきちんとその都度、指名競争入札をする、つまり随意契約になってしまうと、そこら辺が今後どうなっていくのか、非常に、俗にいう業者さんの

言い値になってしまう、そういった可能性もあるということに考えまして、そういったふうを考えるのであれば、先ほどこっちとしておりました債務負担行為、こういうのを初めから設定して、2年なり3年計画できちんとしたほうが、当初にそのお金の問題もはっきりする。もちろん結果的に変わるか、あるかもしれませんけれども、そういった手法を取ることが、私は今回いろいろ調べておって、これはむしろこれを使ったほうがいいのではないかというふうに考えたんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 結果的には債務負担行為を最初にしておけばよかったのかなというふうになっておりますが、当初のスケジュール的には、令和5年度である程度の結論を出すというふうなスケジューリングで委託契約のほうを出しておりますので、今回計上させていただいております予算につきましては、当初の想定からちょっと変わっているなということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 15番 棚橋敏明でございます。

ただいま、庄田議長のほうから総括質問の質問をしてもいいよということで許可をいただきましたので、総務管理費、16ページ、新庁舎建設基本計画策定支援業務委託料608万5,000円について質問させていただきます。

せんだっての全協、そして本日、議員の鳥居さん、そしてまた議員の馬淵さんからこのことについて質問がございました。

ただ、その中身が、御答弁の中身がいま一つ分かりづらうございます。

鳥居議員のときには、5つの候補地の調査の費用、インフラ、そして道路、そして最後のほうには多少事業費も推しはかってまいりますよという答弁をなさったと思います。

そして今度、質問者が変わしまして、馬淵議員のときには、只越での上位計画、調整区域に基づくその上位計画として、周辺のインフラ、その整備、そして上位計画ができるものなのかどうなのか、そういった質問、調査をしたいということで、言葉は悪いですが只越ありきなのかと馬淵議員がそれなりに申した、そんなことに対する御答弁になったのかなと思ったりはします。

そんな中、いま一度、石田総務部長、しっかりと5つの候補地なのかどうなのか、608万5,000円と確実なるお金を積算されておられるわけですから、しっかりとお答えいただきたい

と思います。

では、これより先は自身の席に移ります。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 鳥居議員の御質問、関谷議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、只越を含めた候補地について委託を出します。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 確認のためにお聞きします。

只越含めた候補地、この候補地、こちらのほうの場所、改めて伺わせてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 御質問の意図がちょっとよく分からないんですが、穂積庁舎、巢南庁舎、旭化成グラウンド、只越、あと朝日大学南側の地域と、この5か所でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

それでは、それぞれの今の5か所、これは只越も含んでの5か所になりますか。只越を含むと6か所になるわけですか。

じゃあ、その5か所ですね、合計5か所、ここのこの608万5,000円の中身でございますが、それぞれの場所、大きくロケーションが変わってくると思います。例えば用地の問題、そしてまたインフラは当然大きく変わります。そういったことをそれぞれの場所、5か所ごとに事業費を概算するということまで進められるのか、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども鳥居議員さん、関谷議員さんのときにお答えさせていただきました。

今回計上させていただきました予算は只越地域を含めた候補地について、配置計画や周辺道路整備を含めた比較検討資料を作成し、マスタープランとの整合性を図るための業務と新庁舎建設検討委員会を開催するための支援業務が主な内容となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 今のお言葉ですので、だから結局、私たちやはり只越中心で、それでやっていかれるんだと、その肉づけをするだけなんだというふうについつい取ってしまうわけなんです。

はっきりと5か所を均等にやるんですよという言葉がまた逃げちゃっているんです。そこら

辺が私、本当に疑問に思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 只越を含めという発言がそうやって取られるというふうなことだと思いますが、只越地域が中間答申で第1候補地となっておりますので、その代表として只越地域を含めたというふうな表現で皆様のほうに御答弁をさせていただいているのですが、その辺は現庁舎を含めというような言い回しにすれば御理解をいただけるのかどうかちょっと分からないんですが、取りあえずは第1候補地ということですので、代表を右代表という形での答弁をさせていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 金額として608万5,000円、ここまでしっかりと積算なさったわけですので、こんな言い方をしたら本当に失礼なことかもしれませんが、やはり正直言うてほしいなと思います、本当のことを申しまして。ですから、やはり一等最初に申されたように5候補地、こちらの調査費用も含まれていますよということで取らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まずは予算額についてでございます。

608万5,000円ということで計上してございます。今のところの見積りをした額ということで、しっかりと計算したと言われるとちょっとつらいんですが、そこはちょっと予算でございます。あらかじめということですので、御理解をいただきたいというのがまず1点。

それから、5候補地という言葉を入れてほしいとおっしゃってみえるということで、5候補地というふうで御理解をいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 分かりました。

じゃあ、5候補地ということでよろしく願いすると同時に、このことにつきまして、一般質問でも5名の方が答弁を求めています。そんな中、どうか整合の取れた御答弁いただけますよう、そのときにはよろしくお願いいたします。

以上、私の話としては質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第60号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第18、議案第60号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

日程第19 議案第61号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第19、議案第61号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第62号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第20、議案第62号令和6年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

9番 鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

令和6年度下水道会計補正予算（第1号）、3つ質問項目を提出させていただきまして、最初のアクアパークみずほ処理場整備事業の進捗状況は、スケジュールに沿っているかというこの質問については、下水道の令和5年度の決算報告書の中で関谷議員が質問されて、それに答弁を答えられておられますので、基本的にはその質疑応答で理解できましたので、これについては抜かせていただきます。

次のこの処理場の整備工事費は幾らになったか、これについてお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、お答えします。

アクアパークみずほの工事は、日本下水道事業団の管理料を含めまして総額55億円と見込ん

でおります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） この処理場の建設事業費については、令和6年度の6月議会で産業建設委員会で幾らになるかということをお聞きしましたら、今年の8月に出るということでお聞きしていましたので、今それをお答えいただいたのだと思いますけれども、この下水道事業処理場の当初の予算は36億円だったと思いますけれども、この36億円が55億円に増大しました。これの要因についてはどのような内容でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 主なものは、昨今の物価高騰の要因であります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） この55億円の増額された根拠等、拾いとそれから値入れ等の要は予算内容、事業団から出された総額55億円かかるよというその内訳の内容についての市としてのチェックを当然されていますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 基本的に下水道事業団のほうにおいて全て積算しておりまして、今、価格交渉をしているということを聞いております。

内訳につきましては、今手元にございませんで、今お答えすることはちょっと難しいかなと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 当初、36億円が55億円に増額したというのは非常に増額率にしては大きくて、ある意味危惧しているところですが、その内容は事業団が設計して、積算して、値入して、その金額はこれだということで、それについては市としては基本的に受け入れざるを得ないという今仕組みの中で、仕組みというのはその発注の仕方ですね。その中でそういう数字が出てきたということで、今後これの金額が変化するという事は起こりますか。また上がるということは今後あるんですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今報告いただいておりますのは、55億円を上限として設定しているということで聞いておりますので、今後の社会情勢もございますが、基本的には主としても55億円が上限額だと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 確認ですけど、この55億円は消費税込みの値段ということでよろしいですね。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 私どもの管理費、うちから委託する管理費も込み、税込み55億円ということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 次の質問ですけれども、この第1期下水道事業、令和8年度まで、今のところ、一部処理場が令和9年度上旬というところまで延びるようですけれども、管路の想定事業費は、これ管路がたしか4つの工事でやられる予定だと思いますけれども、今のところ発注工事を、そのうち2つを発注しているかと思います。

大きいメインは、大日本土木等のいわゆるオーソドックスなもので、もう一つはJR下の工事ですね、これを含めて4つの事業が今後、管路工事として発注されると思いますけれども、それらの工事を含めて、残りの第3工事、第4工事をトータルしての事業費の想定は担当部長としてはされていますか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 第1期事業全体についてですが、今現在の設計施工一括発注に係る部分というのが、DB事業者と処理場の日本下水道事業団においては、現在、約103億円を見込んでおります。

ただ、それ以外の工事につきましては、今後の費用の算定が大変困難で、例えば多くの舗装工事の復旧などがあり、ちょっと今、第1期事業全体の費用については、現段階ではちょっとお答えするのは難しいかと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 最後、第3期とおっしゃった。最後の言葉がちょっと分からなかった。もう一度お願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 第1期、今の下水道事業の工事の全体ですね、DB事業以外の全体の工事については先ほども述べましたが、まだ多くの舗装工事とかが残っておりますし、いろんな部分もございますので、全体については今ではお答えすることはちょっと難しいと考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 9番 鳥居佳史君の質疑を終わります。

引き続き、発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第62号令和6年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）について質問をいたします。

まず最初にお伺いしますけれども、この補正予算の53ページ、ここで補正予算の概括が1条から2条、3条と書いてありますけれども、このうちの2条についてまず確認をしていきたいと思います。

この2条の規定ということは、この農業集落排水事業特別会計、これが5年度で終了したわけですが、そこで出てきている未収金及び未払い金が確定したことに伴う変更というふうに理解したんですけれども、そういうことでよかったか、お答えをお願いしたいと思います。

以上、また今後の質問は自席より行わせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、お答えいたします。

瑞穂市農業集落排水事業特別会計は、令和6年度から地方公営企業法の一部適用を行うため、令和6年3月31日に打ち切り決算を行い、これに伴い当初予算で定めた特例的未収金及び特例的未払い金を補正するものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） この農業排水のことにつきましては、昨年度も一般会計から1,680万円ほどが繰り入れられてきております。これは毎年続いていることでありますけれども、これに相当する部分についても、今後も一般会計のほうから補填をしていくということになるでしょうか。その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 農業集落排水事業においては、令和9年度に企業債の償還が全て完了いたします。そのため、昨年度から公債費が減少してきており、一般会計からの支出は令和10年度以降は収益的支出に対する不足分のみとなるため、現在よりもかなり減少する見込みでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今のお話は、令和9年度までは返済をしなくちゃいけないから、大体このくらいの額が続くと。10年度からは、普通の不足という言い方はおかしいですけども、

それはどの程度かちょっともし分かれば教えていただきたいんですけれども。10年度以降は額は減っていくよというふうに理解をしていけばよろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） はい、ちょっとお待ちください。

今年度の決算ベースで御説明しますと、公債費、いわゆる償還金が1,067万6,000円ございますので、今年度、歳出においては1,915万円ありますので、約850万円程度ということで、今年度の計算ではそうなっておりますので、今後何もしなければ大体そのくらいのお金で済むのかなと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、次の最初のページの第3条に掲げてあります債務負担行為の追加、これについて説明をお願いしたいと思います。

1つ目は管路関係その3ということで出ている11億でしたかな、ちょっとごめんなさい。10億円という限度額を設定されている工事。それから2つ目は、処理場のほうの工事、その2ということで、44億円という限度額になっておりますけれども、これ具体的にどのような内容になるのか教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 工事の内容につきましては、管路のこれからも引き続き管路整備工事です。

処理場につきましても、今後、建築及び処理施設の工事を発注するものとなります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 6月議会のときに産建に出された資料でいきますと、管路工事のその3というのは、令和6年から7年にかけてやるというふうになっておりますけれども、今回、債務負担行為をかけて契約を今年度中に行い、7年度途中までにはそれを終わらせると、そういう計画ということでよろしかったでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今回の債務負担行為に係る工事については、今年度6年度、7年度、8年度の債務負担となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 令和8年度までの分、その3は8年度も続くということでしょうか。

何かこれは資料によると、その3の後にまたその4があって、というふうになっておりますけれども、並行して行われるということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 工区分けがしてありまして、今回の令和6年度分については6年度、7年度、8年度の工事です。また、来年最後となりますけど、7年度、8年度にかけての工事が残っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ということは、予定していたよりも時間がかかるという今の段階、9月の段階では、このスケジュール表に令和6年度、7年度として書いてあるんですけども、それが今のお話では8年度までになっているので、要は1年間延長されるということなんですね。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 工事自体は延長するものではございません。工区割りの関係だけでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 工区割りの関係だけという、正直ごめんなさい、専門的に言われてもよく分からなかったんで申し訳ないんですけども、それではそういうのが新たに2つ設けられるということですね。当然管路のことについては、先ほども言われたように、また令和7年度、8年度にその4というのが行われて、また後日、それについての債務負担行為も、恐らく来年度だと思いますけれども、出されるということですね。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、前の決算のときにもちょっと御質問させていただいたんですけども、再度、限度額88億円という債務負担行為ですね、このことについてなかなかちょっと理解が少ない部分がありますので、確認を幾つかさせていただければと思います。

それで、まず最初ですけども、今回補正予算出されておりますこの債務負担行為においては、当初では6年度から8年度までの支払義務発生予定額、当初予算では73億2,919万5,000円とされておりました。ところがそれが今回は急激に減って7億3,907万円と大きく減額されて

おります。これはどうしてそうなるのか説明をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今回、令和3年度の債務負担行為の限度額の範囲内で事業が行えないということの見込みとなりましたことから、先ほどの工事2件について新たに債務負担行為の設定をしたことと、来年度契約する工事分の減額となったことによるものです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 88億円の範囲内ではできなくなったという説明ですが、それは管路のほうの話ですか、それとも処理場のほうの話ですか、それとも両方なのか、ちょっとそこら辺も併せて説明をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 合わせてでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 管路も超えているということですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 管路はということではなくて、合わせて今回発注する工事について予算の限度額を超えたということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） つまりは、管路工事、それから処理場工事、これは別々に予算しているわけではないから、一括してやっているから、それを合計で超えていきますよということで設定し直したというお話だと思います。分かりました。

内容的にこれ内訳が変わってきているということなんですけれども、よく分からないんですけれども、この88億円を限度額とするという債務負担行為そのものを変更するということではないということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 当初の負担行為自体が令和3年度の負担行為となりますので、令和3年度予算を現在補正することはできませんので、改めて起こすものとなります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） その一方、事業報告書にある重要契約12億1,582万円というものについては、その工事は令和5年度にされて、その概要というのが決算報告書に出ておりますけれども、5年度は2億494万9,800円が工事費として払いましたよというふうに記載されております。

そうすると、6年度は10億1,087万円の工事をしなければならないということになると思うんですけども、その88億円限度額の債務負担行為ですね、その内訳が大きく、最大7億3,907万円というふうに今回の補正予算の資料にはついております。そうすると、これちょっと私もよく分からないんですが、また今後、6年度を含めて、6年度10億円の工事が必要だけでも、ここで88億円の表の中には7億円というふうに説明してあるんですが、ここら辺はどんなふうなことになっているんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 当該工事におきましては、前回の6月の議会でも御報告いたしましたとおり、令和5年度予算の繰越しをしております。

調書では、この額は5年度に計上してございますので、調書の令和6年度には含んでございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 既に今年度、頭のところで、6億円ぐらい繰延べしているということを承認取っているもんで、そこら辺の違いがこの数字に出てきますよと、そういう説明だと思えます。分かりました。

ちょっと先ほどの答弁にもありましたけれども、じゃあこの88億円と書いてある債務負担行為、このものを抹消することができないのかというふうに思ったんですけども、先ほどの御答弁では、それは過去の予算だもんで、それを今になって消すということはできませんというふうになると思うというお話だったと思います。

それであれば、もしできないのであれば、この現在記載されている執行予定額ですね、予定額を含めて88億円のうち二十何億ですかね、をこれで使う、並びに今後も使うことになると思うんですけども、何かこれは素人考えで非常に申し訳ないんですけども、こういった88億円という債務負担行為がそのまま残っていると、何かどこかで不足が生じた場合には、ここに債務負担行為でやっているからここを使って工事ができるのではないかということが私としては危惧してしまうので、もうこれ以上は使いませんよというところを何らかの形で明確にちょっと出していただけるとありがたいと思うんですけども。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 補正予算書の56ページに債務負担行為に関する調書がございま

す。その中の当該年度以降の支払い義務発生予定額の先ほど言った7億何がしが書いてあり、その範囲内で執行することとなり、手続上の措置となりますので御理解ください。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ここに記載しているからこれ以上は使いませんというのが今部長の御答弁だというふうに思います。

それは私も当然のこととして受け止めさせていただきますけれども、ただ、さらに念を押させていただきますと、昨年度のときにはさっき言ったように七十何億という予算としては、その内訳までは決議事項に多分なっていないと思いますもんで、たくさんの金額があったけれども、今年度はもう使わないから二十数億でとどまりますよという御説明ですけれども、逆に言うと執行部の裁量でそこら辺の金額を変えることも不可能ではないのかというふうな疑念をいただきますので、再度大変申し訳ないんですけども、じゃあこれ以上は絶対に使えないということをお答えいただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほどもお答えしましたが、補正予算書56ページの、今後は支払義務発生予定額の範囲内の執行になりますので御理解ください。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、次の課題に行きたいと思います。

私もじゃあ一体全体、全体のお金が幾らかかるんやろうというのが正直誰でも思うことだと思うんですね。ですので、ただこれについては先ほど鳥居議員のほうから質問がありまして、それに若干答えておられますので、そういうことかなと思いつつ、ちょっとだけ、よく分からなかったことがありますので、確認をさせていただきます。

まず最初に、処理場の総額は55億円と説明をされました。これは事業団との協定の金額が36億6,000万円から55億円に膨らむということなのか、それともそれも含めて処理場建設に伴う、例えば土地のお金とか盛土をしたとかありますよね。そういったものを含めた処理場関係が55億円というふうなのか、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 55億円につきましては、下水道事業団との協定の金額となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ということは、処理場の経費についても55億円以上をこれまで使って

いるし、今後使う可能性もあるという、今後はないのかな。処理場の建設は55億円ではなく、じゃあ幾らになるんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 現在、最終的にというお答えだと思いますけれど、処理場については、今言った55億円が上限額となります。

処理場も含めた管路も今まで……。

今計算いたしますと、処理施設分が繰越しを含めて3,324万円、これ令和4年度でございます。令和5年度は、繰越しがありますが6億4,842万円でございます。令和6年度はまだ今後未契約ですので、今はお答えすることはできません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） この令和5年度というのは、6億円というのは土地の購入費、それから盛土をしたときの工事費、そういったものを含んでいるということですね。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） やはりそのとおりで、全体ではそうですね、そのとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、処理場としては合わせると六十数億円かかるという話になると思います。

そこで、もう一度ちょっと最初のことに戻るんですけども、今回提起されている債務負担行為の44億円というのは、この55億円よりは少ないんですけども、まだそれ以外に処理場建設に関しても、44億円以外にもまた債務負担行為が設定されるということよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 先ほどの年度割ですが、あれは下水道事業団との契約になっております。

ただいまその他の細かい部分については、なかなか今手持ち資料がなくて大変申し訳ないですが、今ちょっと細かい資料については今ございませんので、大変申し訳ありません。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 総額55億円というのが事業団から示されている数字だという御説明ですが、それはまたこれについても今後交渉されて、事業団というよりも事業団と企業グループ

との額だと思うんですけども、どちらにしても55億円と44億円で大分10億円ぐらい、11億かそこらありますので、当然それがまた今後出てくる話になると、それも含めて先ほど55億円だというふうに理解をしておけばよろしいですね。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 下水道事業団においては55億円ということで考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 処理場だけに限定させていただきました。

じゃあ次に、管路のほうは、先ほど説明されたのから、ちょっと分からないもので幾らになりますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） DB事業についての管路についてお答えいたします。

現在では、管路事業が令和4年度分で2,585万円、令和5年度分で9億1,367万円となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） この産建に出されている資料によりますと、企業団と瑞穂市との協定の中では提案時見込額が48億円という数字が出されております。

当然、それ以外にもあるとは思いますが、この48億円から、今現在ではその48億円で収まるということなのか、これもちょうと再検討しなければならないことになるのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 現在、管路について想定している事業費においては48億1,000万円余程度と考えております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第63号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第21、議案第63号訴えの提起についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号から議案第63号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第45号から議案第63号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時09分